

別 表（第3条関係）

補助区分	共助社会づくり支援事業	
	一般枠	寄附者によるネーミング事業
補助対象事業	特定非営利活動法人及び市町村等を含め、3主体以上による連携事業	特定非営利活動法人及び市町村を含め、3主体以上による連携事業
補助対象者	次のいずれにも該当する特定非営利活動法人。 ①申請日までに、NPO法人として登記されていること。 ②埼玉県内に事務所を有すること。 ③特定非営利活動促進法第29条に規定する書類（事業報告書、活動計算書等）を所定の期間内に所轄庁に提出していること。	同左
補助対象経費	事業の実施に直接必要となる経費（会場費、通信運搬費、旅費交通費、消耗品費、備品費、委託費、謝金、人件費、その他当該事業実施に必要と認められる経費）	同左
補助対象外経費	食糧費、懇親会費、土地の購入又は賃貸借に要する経費、法人の運営上必要とされる恒常的な経費、その他知事が適当でないと認める経費	同左
補助額	補助対象経費の4/5以内で、50万円を上限として知事が定める額	補助対象経費の10/10以内で、50万円を上限として知事が定める額
補助対象期間	補助事業を実施する年度の6月1日から2月末日まで	同左